

第 6387 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 2月 27日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ ふるさと納税の謝礼に対する課税

Q : 去年は、ふるさと納税をして謝礼品を受け取りましたが、この謝礼品に対する課税はどのようになっていますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

所得税法では、各種所得金額の計算上収入すべき金額は、金銭だけでなく、金銭以外の物又は権利その他経済的利益の価額も含まれるとされています。

ふるさと納税の謝礼として受ける特産品に係る経済的利益については、所得税法第9条に規定する非課税所得のいずれにも該当せず、また、地方公共団体は法人とされていますので、法人からの贈与により取得するものと考えられます。

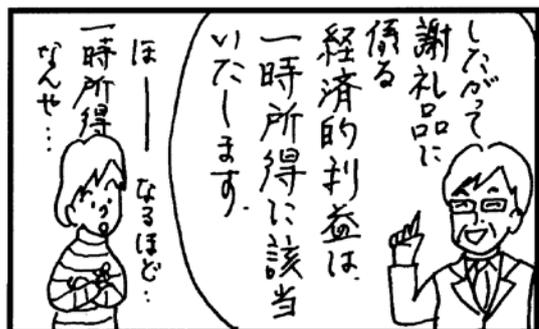
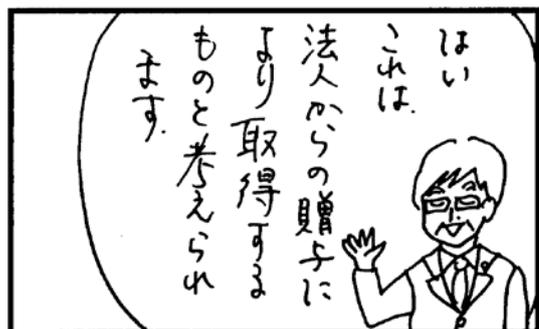
したがって、謝礼品に係る経済的利益は一時所得に該当することになります。

なお、一時所得の金額は次のように計算します。

一時所得の金額 = (A) その年中の一時所得に係る総収入金額 - (B) その収入を得るために支出した金額の合計額 (注1) - 50万円 (注2)

(注1) その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限られます。

(注2) (A) から (B) を控除した残額が50万円に満たない場合は、その残額となります。



【三輪厚二税理士事務所 (大阪市中央区)】